

鳥取県体験型観光コンテンツ造成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県体験型観光コンテンツ造成支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県の自然や歴史など地域資源を活用し、本県の観光の主軸となるような魅力ある体験型観光コンテンツの新規造成、観光メニュー化や既存事業の高付加価値化により、地域経済の活性化を図る県内の観光事業者を支援することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 観光コンテンツとは、本県の魅力ある地域資源を活用し、県内地域に県内外から観光客の集客が見込まれる体験プログラムやツアーで、本事業終了後も継続的な実施が見込まれるものという。
- (2) 造成とは、前号に規定する観光コンテンツを企画・制作するとともに、誘客を見据えた取組を実施することをいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 同一の事業実施主体が行う同一事業に対する補助は、1回限りとする。また、過去に県から「観光コンテンツ造成支援事業補助金」「XR活用による新しい体験型観光コンテンツ造成事業補助金」「ニューツーリズム普及促進支援補助金」の交付を受けた事業は対象外とする。
- 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する20日前までに観光交流局観光戦略課に行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に定めるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴うもの

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第10条 本補助金の交付等に関する手続きにおいては、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。ただし、地方公共団体、免税事業者、簡易課税事業者及び特定収入割合が5%超の公益法人等は、この限りではない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、観光交流局観光戦略課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月27日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費(※1)	4 補助率	5 補助限度額
体験型観光コンテンツの新規造成	民間事業者及び団体	<p>・体験型観光メニューの新規造成に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 委託料</p> <p>(2) 謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る）</p> <p>(3) 備品購入費（汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る）</p> <p>(4) 需用費（消耗品費、印刷製本費等）</p> <p>(5) 役務費（保険料等）</p> <p>(6) モニターツアー費（貸切バス料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代等）</p> <p>(7) 使用料及び賃借料</p> <p>(8) チラシやホームページの制作等、造成した観光メニューの情報発信に必要な経費</p>	1／2	2,000千円
既存の体験型観光コンテンツの磨き上げ（高付加価値化）	民間事業者及び団体	<p>・体験型観光メニューの磨き上げに必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 委託料</p> <p>(2) 謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る）</p> <p>(3) 備品購入費（汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る）</p> <p>(4) 需用費（消耗品費、印刷製本費等）</p> <p>(5) 役務費（保険料等）</p> <p>(6) モニターツアー費（貸切バス料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代等）</p> <p>(7) 使用料及び賃借料</p> <p>(8) チラシやホームページの制作等、造成した観光メニューの情報発信に必要な経費</p>	1／2	1,000千円
大阪・関西万博を契機とした体験型観光コンテンツの新規造成・磨き上げ	民間事業者及び団体	<p>・大阪・関西万博を契機とした体験型観光メニューの新規造成及び磨き上げに必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 委託料</p> <p>(2) 謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る）</p> <p>(3) 備品購入費（汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る）</p> <p>(4) 需用費（消耗品費、印刷製本費等）</p>	1／2	1,000千円

		(5) 役務費（保険料等） (6) モニターツアー費（貸切バス料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代等） (7) 使用料及び賃借料 (8) チラシやホームページの制作等、造成した観光メニューの情報発信に必要な経費		
X R（※2）を活用した体験型観光コンテンツの新規造成	民間事業者及び団体	・体験型X Rコンテンツの新規造成に必要な次に掲げる経費 (1) 委託料 (2) 謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る） (3) 備品購入費（機材等、汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る） (4) 需用費（消耗品費、印刷製本費等） (5) 役務費（保険料等） (6) モニターツアー費（貸切バス料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代等） (7) 使用料及び賃借料 (8) チラシやホームページの制作等、造成した観光メニューの情報発信に必要な経費	1／2	4,000千円
星取県推進型観光コンテンツの新規造成	民間事業者及び団体、市町村	・星空を活用した観光メニューの造成又は宿泊施設での星空に関連する体験「星空おもてなしメニュー」づくりに必要な次に掲げる経費 (1) 備品等の購入や商品開発、ガイド養成等に要する経費 (2) 旅行会社やマスコミ関係者に情報提供するために必要な旅行、資料作成等に要する経費 (3) ホームページ制作やパンフレット作成など、造成したメニューの情報発信に必要な経費	1／2	1,000千円

※1…「委託料」については、県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。また、月々の光熱費や通信費等、ランニングコストは補助対象外経費とする。

※2…X Rとは、「VR（仮想現実）」「AR（拡張現実）」「MR（複合現実）」等の現実世界と仮想世界を融合することで、現実にはないものを知覚できるような先端技術をいう。

様式第1号（第5条、第8条関係）

鳥取県体験型コンテンツ造成支援事業補助金 補助対象経費等合計一覧表

(円)

	補助対象経費区分	補助対象経費計 (A)	補助率 (B)	(C)=(A)×(B)	補助金上限額 (D)	補助金申請(実績)額 (F)
体験型観光コンテンツの新規造成	1 委託料		1 / 2			
	2 謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る）					
	3 備品購入費（汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る）					
	4 需用費（消耗品費、印刷製本費等）					
	5 役務費（保険料等）					
	6 モニターツアー費（貸切バス料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代等）					
	7 使用料及び賃借料					
	8 チラシやホームページの制作等、造成した観光メニューの情報発信に必要な経費					
	小計 (①)			—	2,000,000	
既存付の加体価値化（既存付の加体価値化）	1 委託料		1 / 2			
	2 謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る）					
	3 備品購入費（汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る）					
	4 需用費（消耗品費、印刷製本費等）					
	5 役務費（保険料等）					
	6 モニターツアー費（貸切バス料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代等）					
	7 使用料及び賃借料					
	8 チラシやホームページの制作等、造成した観光メニューの情報発信に必要な経費					
	小計 (②)			—	1,000,000	

光大阪 コ ン ・ テ ン シ ツ 万 博 新 規 機 成 と し 磨 き た 体 驗 上 げ 型 觀	1	委託料		1 / 2			
	2	謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る）					
	3	備品購入費（汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る）					
	4	需用費（消耗品費、印刷製本費等）					
	5	役務費（保険料等）					
	6	モニターツアー費（貸切バス料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代等）					
	7	使用料及び賃借料					
	8	チラシやホームページの制作等、造成した観光メニューの情報発信に必要な経費					
	小 計 (③)				—	1,000,000	
造成 XRを活用した体験型コンテンツの新規	1	委託料		1 / 2			
	2	謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る）					
	3	備品購入費（汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る）					
	4	需用費（消耗品費、印刷製本費等）					
	5	役務費（保険料等）					
	6	モニターツアー費（貸切バス料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代等）					
	7	使用料及び賃借料					
	8	チラシやホームページの制作等、造成した観光メニューの情報発信に必要な経費					
	小 計 (④)				—	4,000,000	

造コ星 成ン取 テ県 ン推 ツ進 の型 新觀 規光	1	備品等の購入や商品開発、ガイド養成等に要する経費		1／2			
	2	旅行会社やマスコミ関係者に情報提供するために必要な旅行、資料作成等に要する経費					
	3	ホームページ制作やパンフレット作成など、造成したメニューの情報発信に必要な経費					
	小 計 (⑤)			—		1,000,000	
合 計 (①+②+③+④+⑤)				—		—	

様式第2号（第5条、第8条関係）

令和 年度鳥取県体験型観光コンテンツ造成支援事業補助金 事業計画（報告）書

1 申請者

申請者団体名及び 代表者名	
担当者名	
連絡先（電話番号）	

2 事業の概要

1 事業目的

2 事業計画の内容

事業に係る 地域に存在する 観光資源・魅力	
事業内容	
実施期間	
実施場所	
ターゲット	(年齢層・性別・エリア等)
誘客ルート・ 情報発信の方法	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスメディア（新聞、テレビ、雑誌等）の活用 ・ホームページやSNSの活用 ・旅行会社へのプロモーション ・観光協会との連携 ・パンフレット設置による情報発信 ・その他イベント、キャンペーン等
誘致目標	目標人数： (参考) 現在： 人／年 人／年
モニターツアーの 実施等 (有 ・ 無)	※有の場合は次の内容について記載すること <ul style="list-style-type: none"> ・内容 ・時期 ・招聘の対象者・人数 ・モニタリング及び効果検証の方法

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※いずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取り扱い

※いずれか一つを選択して○をしてください。

() ①地方公共団体

() ②免税事業者

() ③簡易課税事業者（確定申告月： 月申告）

() ④特定収入割合が5%超の公益法人等

() ⑤上記4のいずれでもない

【補助対象経費における消費税の取り扱い】

- ・①、②、③、④の場合：消費税額を補助対象経費に含めて補助金算定基準額を算定する。
- ・⑤の場合：消費税額を補助対象経費に含めないで補助金算定基準額を算定する。

【添付（追加提出）資料】

- ・②の場合：補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び決算書等、免税事業者であることを確認できる資料。
- ・③の場合：補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
※確定申告が当該補助金の交付申請日以降の場合は、確定申告後、速やかに提出すること。
- ・④の場合：特定収入の割合を確認できる資料。

5 その他

※補助事業の内容で、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

※また、今後、事業に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

※事業実施上必要な法的規制（道路占用許可、警察・行政機関の協議の状況、旅行業法、道路運送法等）に対する調整状況等についても記載すること。

6 別途提出資料

<交付申請時>

- ・收支予算書の根拠となる委託見積書及び仕様書や図面、購入予定備品の画像等
※委託見積書は2社以上から取得すること。

※委託費について、県内事業者への発注が困難な場合及び一社随意契約の場合は、その理由書

<実績報告時>

- ・事業完了報告書等の成果物（販売開始や次年度販売に向けた整備の完了が分かる資料）
- ・收支決算書の根拠となる請求書及び内訳書、支出証票
- ・購入物品の画像及び耐用年数

様式第3号（第5条、第8条関係）

令和 年度鳥取県体験型観光コンテンツ造成支援事業補助金収支予算（決算）書

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
合 計				

※ 収入の内容を具体的に記載すること。（モニターツアー参加費等）

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
合 計				

様

職　氏　名

令和〇〇年度鳥取県体験型観光コンテンツ造成支援事業補助金交付決定通知書

令和〇年〇〇月〇〇日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県体験型観光コンテンツ造成支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先　鳥取県観光交流局観光戦略課・電話番号0857-26-〇〇〇〇）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費（申請書の収支予算書に記載された経費とする。以下同じ。）の配分は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県体験型観光コンテンツ造成支援事業補助金交付要綱（令和5年3月31日付第20230006073号鳥取県交流人口拡大本部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならぬ。